

# 白井市小中学校PTA連絡協議会活動事業補助金交付要綱

所管課

生涯学習課

## 1 補助金の名称

小中学校PTA連絡協議会活動事業補助金

## 2 補助金交付の目的

青少年の安全確保及び健全育成を図るため。

## 3 用語の定義

「白井市小中学校PTA連絡協議会」とは、各小・中学校PTA役員並びに各学校長及び教頭で構成される団体組織をいう。

## 4 補助対象

白井市小中学校PTA連絡協議会

## 5 補助対象経費

別紙に定める経費

〔補助対象外経費〕

別紙に定める経費

## 6 補助額（率）

別紙に定める補助率

## 7 予算の範囲

当初予算の範囲内

## 8 施行日

不明

## 9 補助金の終期

平成35年3月31日

## 10 改正履歴

## 別紙

| 補助対象事業   | 補助対象経費  | 補助率   |
|--|---|---|
| ①校舎外指導事業<br>②地域環境浄化事業<br>③青少年教育、家庭教育に係る研修・啓発事業 | 左記補助対象事業の実施に要する経費。<br>ただし、補助対象事業の実施に要する経費のうち、下記の経費を除いた額とする。 | 補助対象経費の2分の1以内の額とする。この場合において、千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。<br>補助金の額は10万円を限度とする。 |

| 補助対象外経費 |  |                     |
|---------|--|---------------------|
| 1       | 食糧費  | 茶菓代 1人当たり180円を超える額  |
|         |  | 昼食代等 1人当たり600円を超える額 |
| 2       | 反省会等に係る懇親会費                                    |                     |
| 3       | 団体構成員に対する報酬、謝礼等件費                              |                     |
| 4       | 交際費  |                     |
| 5       | 慶弔費  |                     |
| 6       | 視察研修に係る宿泊費                                     |                     |
| 7       | 視察研修に係る現地活動費で次の積算による額を超える額<br>宿泊を伴う場合 1人2,600円 |                     |
| 8       | 協賛者接待費   |                     |